



### 「 宗教法人従事者へのコンサルのポイント(下) 」

前号に引き続き、FP・士業の皆様が宗教法人経営者・従事者にコンサルティングを行う際のポイントについて考えていきます。

まず、昨今の宗教法人、特に寺院の収入にマイナスの影響を及ぼしつつある、ふたつの動きです。ひとつは直葬(ちよくそう、もしくはじきそう)。簡単にいうと「宗教色を絡めず、火葬のみを行うシンプルな葬儀」で、都心では葬儀の3割がこの方式で行われているともいわれています。死者を弔うのに直葬という形式が相応しいかどうかの議論はともかく、現実として、この形式による葬儀の増加が寺院の減収に直結しているのは明らかです。もうひとつは永代供養墓(えいだいくようぼ)。一般的に「継続的な供養の義務が発生しない集合型の墓地」をいいます。見ず知らずの他人の骨壺と並べて入れられること(収蔵)、土に撒かれる(合祀)という形態を許容できるのであれば、生活者にとっては効率的な納骨・墓所のシステムであると考えられ、都市部を中心に近年ハイペースで増えています。寺にとっては、檀徒以外の方、仏教徒以外の方と新たな縁を結ぶことや境内のスペースを有効活用できることがメリットといえるものの、従来ならば檀徒として管理料と年回法要で継続的な収入を想定できた顧客を永代供養墓で受け入れることは潜在的な減収要因になります。

さて、これらの流れを受け、宗教法人も自らの資産を少しでも増やすための対策を打ちつつあります。ひとつは資産運用。従来は定期預金一筋で一切リスクをとらない宗教法人も珍しくありませんでしたが、最近では長引く低金利や円高を受け、一定のリスクを許容しながらも債券(外債を含む)、投資信託等での運用に踏み出すところが増えてきました。ただその際には「金融資産運用規程」を定め、「債券は一定の格付け(投資適格等)以上のものに限り運用する」「当該金融商品の時価が取得価格の70%を下回った場合や格付けの見直し等により投資適格基準を下回った場合には直ちに責任役員会で対応を協議する」等の指針を定めておくことが必要です。このあたりのアドバイス、コンサルティングにおいては、資産運用に強いFPの出番と言えるかもしれません。

続いて、退職金制度の導入。僧侶や神主に退職という概念はそぐわない、宗教者は生涯にわたって世のため人のために尽くすもの、あるいは一般人の冠婚葬祭のイベントに登場して淡々と役割を果たすもの、という考えはもはや過去のものになりつつあります。昨今の宗教者、特に宗教法人経営者においては、「60代、もしくは70代前半あたりで後継者にその地位を譲って自分は顧問・長老的なポジションにつき、余生はのんびりと過ごす」という人生設計を希望するケースが多くなっています。その代替わりの際に宗教法人から退職金の支給を受けることになるのですが、このスキームについては「法人から個人に合法的に、退職所得の優遇税率を利用して資金をシフトできる」「対外的にも世代交代をアピールすることができる」というメリットがある反面、「宗教法人の退職金規程を制定することが望ましいが、規程の策定の手間がかかり、加えてそれを議決する責任役員会での反対が予想される」という問題もあります。そしてこの退職金の財源は生命保険で用意するのが一般的で、生命保険会社も宗教法人に対して積極的にセールスを進めています。生保系のFPの皆様は出遅れることなく、旧知の宗教法人に対してアプローチを開始していただければと思います。

以上、今回は宗教法人従事者へコンサルのポイントのうち、宗教法人、特に寺院の経営に影響を及ぼす葬儀と墓所関連の動き、金融資産運用、および退職金制度の導入について、概要をご説明しました。前回も申し上げましたが、中立的な立場からのアドバイス、コンサルを求めている宗教法人経営者は少なくありません。本稿がFPの皆様の宗教人向けコンサルティングのお役に少しでも立てれば幸いです。

## 著者プロフィール

### 高橋 泰源 氏

真言宗の寺院の住職として檀信徒への教化にあたるかたわら、C F P 認定者として生命保険会社、商工会議所等を対象にセミナー講師を頻繁に行っている。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

#### **メルマガ執筆者募集のお知らせ**

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488